

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府大阪市中央区城見2-2-72	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) KDDI株式会社 関西総支社長 中岡 寛太郎 電話
--	---

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の 主たる業種	電気通信事業				
該当する事業 者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・KDDI環境マネジメントシステムに基づく省エネ推進 ・中期省エネ計画に基づく施策の実施 				
推進体制	社長をトップとした「KDDI環境委員会」の設置と環境マネジメントを構築し、ISO14001を18年度に取得した。 京都府においては、関西総支社を中心とした「関西地区KDDI環境委員会」を設置し、環境活動を行っている。				
年度ごとの具 体的な取組 及び措 置	年度	設備、対象、工程等	措置内容		
	17～	京都支店	平成17年度から「ノーネクタイ・ノーアクション運動」を実施しており、今後も継続的に実施して電気料の削減に努める。		
	17～	京都支店	社用車について、リース期間の終了したものから順次低燃費車に置き換える。		
	17～	a u 携帯基地局	新設導入・更改設備を対象にインバータ方式の空調機を順次導入する。		
温室効果ガス の排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))
A 事業所等排出区分		10,460.9 t	12,991.1 t	24.2 %	11,412.9 t
B 輸送車両排出区分		t	t	%	t
C その他排出区分		t	t	%	t
排出合計	*1	10,460.9 t	*2 12,991.1 t	24.2 %	*4 11,412.9 t
その他の地球 温暖化対策に よる温室効果 ガスの削減量 等	対策等の区分	目標年度(計画)			報告年度(実績)
		取組量等	(二酸化炭素換算(t))		取組量等 (二酸化炭素換算(t))
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	ha
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した 電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t
	(熟供給量)	GJ		t	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計		*3	t	*5 t
差引排出量	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	報告年度(実績)	削減率(実績)
(排出合計-削減等合計)	*1 10,460.9 t	(*2)-(*5) 12,991.1 t	24.2 %	(*4)-(*5) 11,412.9 t	9.1 %
特記事項	①顧客の増加による携帯電話基地局数の増加及び携帯電話の高機能多機能化による設備使用電力量の増加で、基準年度に対する目標年度の二酸化炭素排出総量は増加するが、設備及び運用の効率化で削減に努める。 ②ツーカーサービスの縮小に伴う、関連NCC及び基地局の使用電力の削減。 ③京都府内のau基地局に太陽光発電システムの導入を進める。18年度に1ヶ所建設。 ④グリーン購入ガイドラインを策定し、環境に配慮したものを購入している。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
(例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入5 「特記事項」には、平成2年度(990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定プロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。